

令和 8 年度 湯沢町一般廃棄物処理実施計画

湯沢町一般廃棄物処理実施計画（以下、「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定に基づき策定するもので、適正な分別・収集・運搬・処理・再生・処分等の業務を行うことにより、町民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とします。

湯沢町において発生した一般廃棄物は、南魚沼市に委託して、環境衛生センター（南魚沼市可燃ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設）で適正に処理を行います。

I 計画区域

湯沢町全域

II 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

III ごみ処理計画

1 令和 8 年度処理計画量（※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。）

(1) ごみの発生量

単位：t/年

区 分	計画収集	直接搬入	拠点回収	計
可燃ごみ	3,285	205	-	3,490
不燃ごみ	50	34		83
資源ごみ	392	34		426
粗大ごみ	46	172		218
拠点回収 ※1	-	-	8	8
合計	3,773	445	8	4,225

※1 拠点回収品目は、廃天ぷら油、古着・古布、不用食器です。

(2) ごみの処理量

単位：t/年

区 分	焼却施設	粗大ごみ処理施設	直接資源化	計
可燃ごみ	3,490	-	-	3,490
不燃ごみ	-	83	-	83
資源ごみ	-	258	168	426
粗大ごみ	185	33	-	218
拠点回収 ※1	-	-	8	8
合計	3,675	374	176	4,225

※1 直接資源化は拠点品目と古紙類、剪定枝です。

(3) 資源化量

単位：t/年

区分	紙類	金属類	びん類	容器包装類	その他	計
計画収集	148	—	—	—	—	148
中間処理施設	17	84	84	54	208	447
拠点回収	—	—	—	—	8	8
合計	165	84	84	54	216	603

※その他には、直接資源化物（廃天ぷら油、古着・古布、不用食器、剪定枝）を含みます。

2 令和8年度の取り組み

ごみ処理基本計画における4つの基本方針（町民の取り組み、事業者の取り組み、行政の取り組み、4Rの推進）を踏まえ、次の項目に取り組みます。

(1) 排出抑制の推進

- ① 使い捨て商品ではなく詰め替え商品を選び、壊れたら修理をして物を大切に長く使うなど、ごみを出さない生活を推進します。
- ② 家庭用電気式生ごみ処理機購入者に購入費の一部を補助し、生ごみの堆肥化、減量化を推進します。
- ③ 事業ごみのガイドブックを活用し、事業者自らが適正な処理を行う排出者責任を明確にし、事業ごみの適正処理を推進します。
- ④ 飲食店、宿泊施設、小売店、小中学校、一般家庭等における食べ残しを減らし、生ごみを削減するため、南魚沼市、魚沼市及び湯沢町の2市1町で「おいしい食べきり運動」を実施します。

(2) 再使用・再資源化

- ① 毎週火曜日に湯沢町資源ごみストックヤードで実施している廃天ぷら油、古着・古布、不用食器の拠点回収を継続し、ごみの減量化、資源化を推進します。
- ② 事業ごみのガイドブックにより、事業所から排出される多量の紙ごみを再資源化するため、事業所へ分別回収の啓発を図ります。

(3) 生活環境の保全と環境美化の推進

- ① 町内一斉清掃にごみ指定袋支給し、地域の環境美化運動を支援します。
- ② 県環境センター、警察署、魚沼地区廃棄物不法処理防止連絡協議会など、関係機関と連携して不法投棄を防止します。

(4) 啓発

- ① 広報ゆざわや町公式ウェブサイト、家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック、家庭ごみ収集カレンダー、事業ごみのガイドブックなどにより、町民、事業者の資源化、リサイクルに対する意識の向上を図ります。
- ② インバウンドの増加に伴い、外国人就労者が増加していることから、ごみ収集カレンダー等の外国語対応を継続し、適正なごみの出し方について周知します。

(5) その他

- ①発災時に備え、新潟県、近隣市町村、関連団体との連携を強化し、湯沢町災害廃棄物処理計画の検証及び体制の充実を図ります。
- ②ごみ処理行政における協力体制の更なる進展に向けて、南魚沼市、魚沼市及び湯沢町の2市1町で検討を進めます。

3 ごみの分別区分

(1) 家庭系一般廃棄物の分別区分

区 分	主 な 内 容
もえるごみ	生ごみ類、おもちゃ・プラスチック製品、CD・DVD、紙おむつ、ゴム・革製品、使い捨てカイロ・ライター 等
その他 不燃ごみ	金属類・びんの王冠、小型家電製品、陶磁器類、化粧品のびん・割れたびん・ガラスくず、包丁やカミソリなどの刃物、白熱電球・グローランプ・電気コード、オイル缶（エンジンオイルなどの機械油の缶）、ごま油・オリーブオイルなどのびん 等
缶	飲食用の空き缶類、ガス抜きしたスプレー缶、缶のふた 等
びん	飲食用の空きびん類、薬の容器などのびん 等
有害ごみ	蛍光灯、LED 電球、乾電池、水銀体温計、水銀血圧計
粗大ごみ	長さ・大きさが 60 cmを超えるものや、重さが 10 kgを超えるもの ふとん、木製家具、畳・じゅうたん・カーテン、木材・庭木、電子レンジ、自転車、大型ストーブ、ガスレンジ、ドラム缶、トタン、スキー 等
ペットボトル	リサイクルマーク（ペットボトル）のあるペットボトル
その他の プラスチック 容器包装類	リサイクルマーク（プラスチック製容器包装）のあるプラスチック製の容器包装類、発泡スチロール、白トレイ
古紙類	①新聞紙 ②ダンボール ③雑誌・チラシ・雑紙、紙箱・紙袋・包装紙 ④飲料用パック ⑤米袋 ⑥シュレッド紙

(2) 事業系一般廃棄物の分別区分 ※事業系一般廃棄物は、産業廃棄物以外の一般廃棄物とします。

区 分	主 な 内 容
可燃ごみ	生ごみ（食品の売れ残り、食べ残したものの、調理くず）、汚れなどのついたリサイクルできない紙、落ち葉、事務所内で発生した個人の弁当がら 等
不燃ごみ	空き缶、空きびん、金属類（鍋、やかんなど） 等
粗大ごみ	木製家具、剪定枝、ロッカー 等
資源ごみ	古紙類、ペットボトル

(3) 町で収集しないもの

区 分	主 な 内 容
廃家電4品目	特定家庭用機器（家電リサイクル法対象機器） ：テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン
パソコン	資源有効利用促進法対象機器 ：デスクトップパソコン、ノートパソコン、液晶ディスプレイ（一体型パソコン含む）、CRTディスプレイ（一体型パソコン含む）
処理困難物	自動車（部品含む）、バイク、農機具、電動式車いす、耐火性金庫、消火器、ガスボンベ（LPガス）、ガソリン等の鉱油、廃油、農薬・溶剤・薬品、建築廃材等、ピアノ、強化プラスチック類、コンクリート製品、土・石・泥、塗料、注射針、感染性一般廃棄物等

4 収集運搬計画（※収集量は、表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。）

(1) 収集形態

区 分	収集形態	収集方式	収集回数	収集量 (t/年)	搬入先	
家庭系一般廃棄物	もえるごみ	委託収集	集積所	週3回	1,961	南魚沼市可燃ごみ処理施設
	その他 不燃ごみ	委託収集	集積所	月1回	49	南魚沼市不燃ごみ処理施設
	粗大ごみ	委託収集	事前予約 戸別収集	月2回	7	南魚沼市可燃 ・不燃ごみ処理施設
	缶	委託収集	集積所	月1回	32	民間処理施設
	びん	委託収集	集積所	月1回	108	南魚沼市不燃ごみ処理施設
	有害ごみ	委託収集	集積所	年3回	5	南魚沼市不燃ごみ処理施設
	ペットボトル	委託収集	集積所	月1回	33	南魚沼市不燃ごみ処理施設
	その他の プラスチック 容器包装類	委託収集	集積所	月1回	14	南魚沼市不燃ごみ処理施設
	古紙類	委託収集	集積所	月1回	148	民間処理施設
事業系一般廃棄物	許可	戸別収集	随時	1,415	南魚沼市可燃 ・不燃ごみ処理施設	
家庭系・事業系 一般廃棄物 直接搬入	排出者自ら分別し搬入			445	南魚沼市可燃 ・不燃ごみ処理施設	
合 計				4,217		

- 家庭ごみは、湯沢町の指定ごみ袋に入れて、指定された収集日にごみ集積所へ排出します。分別されていないごみや処理困難物が混入されていた場合は収集しません。
- 事業系ごみは、産業廃棄物及び処理困難物を除いて、排出者が南魚沼市ごみ処理施設へ直接搬入または一般廃棄物処理業許可業者へ依頼して搬入します。（※中小事業所（民宿、飲食店等）に限り、家庭系ごみと合わせてごみ収集しております。）
- 南魚沼市ごみ処理施設へ直接搬入する場合、搬入者から一般廃棄物処理手数料を徴収します。

(2) 拠点回収・集団回収

区 分	収集形態	収集品目	収集回数	収集量 (t/年)
拠点回収	委託収集	廃天ぷら油	随時	2
		古着・古布	随時	4
		不用食器	随時	2
合 計				8

○毎週火曜日に湯沢町資源ごみストックヤードで実施している廃天ぷら油、古着・古布、不用食器の拠点回収分

5 中間処理計画

(1) 中間処理について

- ① 可燃ごみは、可燃ごみ処理施設で焼却します。また、焼却に伴う熱エネルギーの回収、騒音・悪臭・有害物質等の発生抑制等、環境負荷の軽減を図り、施設の維持管理費及び燃料等の削減に努め、施設の延命化を図ります。
- ② 缶、びん、ペットボトル、その他のプラスチック容器包装類は、不燃ごみ処理施設で選別・圧縮・梱包により再資源化を推進します。
- ③ 有害ごみは、不燃ごみ処理施設で保管後、民間処理業者で再資源化を行います。
- ④ その他不燃ごみは、不燃ごみ処理施設で適正に選別・破碎し、可能な限り資源化率の向上を図り、最終処分量を削減していきます。
- ⑤ 廃天ぷら油は、拠点回収を行い、民間処理業者で再資源化を行います。
- ⑥ 古着・古布、不要食器は、拠点回収を行い、民間処理業者で再使用化を行います。
- ⑦ ごみ処理施設へ持ち込まれた古紙類は、民間処理業者で再資源化を行います。
- ⑧ 感染性廃棄物（在宅医療廃棄物）で注射針等の鋭利物や血液が多量に付着しているものについては、排出者が医療機関、在宅医療施設や薬局等に依頼する等、適正な処理を推進します。
- ⑨ 公共下水道処理施設等から発生する脱水汚泥は、一部を除き焼却処分方式を取りやめ、ごみ処理費の削減と悪臭等の公害対策を進めます。

(2) 中間処理施設

施設名称	可燃ごみ処理施設	不燃ごみ処理施設
所在地	南魚沼市島新田 764 番地	南魚沼市上十日町 475 番地
処理方式	酸素式熱分解直接熔融方式	粗大ごみ併用処理
公称能力	55 t /日×2 基	30 t /5 h
計画処理量	16,950 t /年	1,330 t /年
稼働日数	207 日/年	362 日/年
1 日当たり処理量	81.9 t /日	3.7 t /日

※ 計画処理量は、大和地域を除き、湯沢町の受託分を含みます。

6 最終処分計画

(1) 最終処分について

- ① 可燃ごみ処理施設から発生するスラグについては、J I S規格を活用し、積極的に再利用を図るとともに、ストックヤードにおいて厳格な品質管理を継続します。
- ② 可燃ごみ処理施設から発生する飛灰及び不燃ごみ処理施設から発生する不燃残渣については、民間の最終処分場へ処理委託します。

(2) 最終処分委託先状況

委託先名	ジークライト(株)	(株)ウィズウェイストジャパン	(株)アシスト
施設名称	エコポート最終処分場	三戸ウェイストパーク	アシスト最終処分場
施設所在地	山形県米沢市 大字板谷 773-1~2	青森県三戸郡三戸町 大字斗内字立花 49-1 外	山形県村山市 大字富並字百森 4889-10
埋立物	飛灰、不燃残渣	飛灰、不燃残渣	不燃残渣
埋立面積	121,786 m ²	83,200 m ²	45,800 m ²
埋立容量	4,270,673.5 m ³	1,664,000 m ³	969,056 m ³
残存容量	1,799,000 m ³ (令和 7 年 11 月 24 日現在)	634,001 m ³ (令和 7 年 12 月末)	176,095 m ³ (令和 7 年 4 月 17 日現在)
予定委託量	350 t /年	551 t /年	250 t /年

(3) 市有最終処分場の管理

- ① 埋立地の草刈り等、周辺環境に配慮した維持管理に努めます。
- ② 埋立地の水質検査及びガス検査を継続実施します。
- ③ 清水最終処分場の跡地利用について、地元と協議を行います。

IV 生活排水処理計画

1 令和8年度処理計画量

(1) 生活排水の処理形態別人口

区分	人口（人）	構成比（%）
計画処理区域内人口	7,961	100.0
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	6,976	87.6
公共下水道	5,382	67.6
合併処理浄化槽	1,595	20.0
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	894	11.2
3. 非水洗化人口（し尿汲取り）	90	1.1

(2) 生活排水の発生量及び処理量の見込み

種 類	発生量（kL）	処理量（kL）	備 考
し尿	445	445	一般家庭・事業所・ 仮設トイレ
浄化槽汚泥	3,565	3,565	浄化槽
合計	4,010	4,010	

2 収集運搬計画

(1) 収集形態

湯沢町のし尿委託収集については、南魚沼市に委託して実施します。

種 類	収集形態	収集回数	搬入先	備 考
し尿	委託	申込みの都度	南魚沼市環境衛生センター し尿等受入施設	一般家庭・事業所
	許可			仮設トイレ
浄化槽汚泥	許可	浄化槽清掃時		個人・事業所設置浄化槽
	委託			市設置浄化槽
	委託	随時	農業集落排水施設	
雑排水汚泥 (グリストラップ汚泥)	許可	雑排水槽清掃時	民間処理施設	

3 中間処理計画

(1) 中間処理について

- ① し尿・浄化槽汚泥の処理については、南魚沼市環境衛生センター（し尿等受入施設）で、六日町浄化センターへ移送する前処理（除渣）を適正に行うものとします。
- ② 雑排水汚泥（グリストラップ汚泥）の処理については、民間処理業者に委託して適正に処理を行うものとします。

(2) 中間処理施設

種 類	し尿	浄化槽汚泥
施設名称	し尿等受入施設	
所在地	南魚沼市五日町 1961 番地 9	
処理方式	下水投入方式（汚泥処理工程投入）	
公称能力	71 kL/日	
計画処理量	2,120 kL/年	11,800 kL/年
稼働日数	365 日/年	
1 日平均処理量	5.8 kL/日	32.3 kL/日

※ 計画処理量は、魚沼市及び湯沢町の受託分を含みます。

(3) 広域処理

魚沼市及び湯沢町において発生したし尿・浄化槽汚泥については、南魚沼市で受託し、南魚沼市環境衛生センター（し尿等受入施設）で、六日町浄化センターへ移送する前処理（除渣）を適正に行うものとします。

(4) その他

- ① し尿等受入施設において不測の事態が生じた場合、近隣自治体への協議を速やかに実施・対応を図ります。
- ② 災害発生により廃棄物の処理が生じた場合、湯沢町災害廃棄物処理計画に沿って適正に対応します。